

触法行為を行った 障害のある人の支援を行います

～触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業～

北九州市の取組

北九州市では平成26年度から触法行為を行った知的障害等のある人（以下「触法障害者」）に対する「入口支援」を実施しています。「入口支援」とは、逮捕、勾留の時点から本人との面会を行い、関係機関と連携を取るなどして、不起訴や執行猶予等により、釈放となった後を見据えた支援を行うものです。令和元年度から2年間の予定で、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」として、きめ細やかな支援を行います。

《「地域再犯防止推進モデル事業」とは》

平成28年12月に施行された再犯防止推進法に基づき、再犯防止等に関する施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図るため、地方公共団体と連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について法務省が検討するために、地方公共団体に委託して実施する事業です。

対象の方(下の要件すべてを満たす人が支援の対象となります)

- ◎ 北九州市に住民登録のある65歳未満の人
- ◎ 知的障害等のある人
- ◎ 窃盗や無銭飲食などの軽微な罪を犯した人

支援内容

- ① 基幹相談支援センターが中心となって、触法障害者を逮捕・勾留の時から、釈放後、本人が自立できるよう継続的に支援します。
- ② 触法障害者を支援する事業者や雇用主等に対して、支援に必要なアドバイスを司法機関と一緒にいきます。
- ③ 触法障害者が就労し、定着できるよう、就労支援事業者が、本人や雇用主のサポートを行います。

お問い合わせ先

北九州市障害者基幹相談支援センター

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 6階



TEL

093-861-3045

開所時間

月曜日～金曜日 9:00～17:45
(※土、日、祝祭日、年末年始を除く)

JRで来られる方

JR 鹿兒島本線「戸畑駅」南口から徒歩1分

バスで来られる方

市営バス

「戸畑駅」行き「戸畑駅」下車。「戸畑渡場」または「戸畑駅」行きバス停より徒歩1分

西鉄バス

「戸畑駅」下車。徒歩1分

車で来られる方

北九州都市高速で来られる方「戸畑」ランプから約5分
「枝光」ランプから約10分



司法関係者の方へ

「接見時のコミュニケーションの取り方に不安がある」
「釈放後の生活に関する手立てがわからない」

いずれの段階からでも
支援に入ります。
少しでも早いご相談を！

入口支援に向けた 刑事司法の流れ

逮捕



検察官送致



勾留



不起訴
(起訴猶予)

起訴



執行猶予
・実刑

- ① 弁護士・司法機関などの依頼を受け、接見に同席いたします。
- ② 行政機関・医療機関・家族等から情報収集します。
- ③ 一時的に身を寄せる生活場所についての調整を行います。
- ④ 更生支援計画の作成を行います。
- ⑤ 支援会議を開催し、方針の共有と役割分担を行います。

- ◎ 不起訴処分や執行猶予判決等となった場合は更生支援計画に基づき、受け入れ先の調整や各種申請手続き等必要な支援を行います。
- ◎ 起訴処分となった場合は引き続き情報収集を行い、更生支援計画の修正や受け入れ先等の調整等を行います。



事業者の方へ

「利用者の支援に不安がある」

雇用主の方へ

「逮捕以前より就労が続かなかった」
「従業員の仕事の適性や対応について知りたい」

- ① 少年鑑別所の地域援助活動等を活用し、行動分析、支援方法、アドバイス等による支援を行います。
- ② 支援対象者に対する職業評価(アセスメント)を行います。
- ③ 関係者と支援方針や役割分担を確認するための協議を行います。
- ④ 面接先の選定から就労後のフォローまでの支援を行います。

- ◎ 支援対象者となる触法障害者については、就労支援員が関係者への情報収集や職業適性検査などをもとに職業評価(アセスメント)を行います。
- ◎ アセスメント実施後、雇用主や事業所等と支援方針の確認や役割分担についての協議を行います。
- ◎ 支援方針を基に面接から就労後のフォローまで就労支援員と共に行います。また、必要に応じて関係者と支援協議を実施し、方針の見直しを行います。

※少年鑑別所の地域援助活動は、非行・犯罪の防止及び青少年育成のための活動であり、対象者はモデル事業対象者に限りません。

[お知らせ]障害福祉サービス事業所の方へ

平成 30 年度報酬改定にて、「社会生活支援特別加算」が新設されています。

対象サービス—就労移行支援事業、就労継続支援事業

対象者—医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから 3 年を経過していない者
(通院機関が延長された場合は、その期間を限度とする)

又は—矯正施設若しくは更生保護施設を退所して 3 年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整によりサービスを利用することになった者

※詳細につきましては、平成 30 年度障害福祉サービスの報酬改定をご確認ください。